〇学校法人広島国際学院 役員の報酬等に関する規程

昭和 58 年 12 月 20 日 規程第 12 号

沿革 昭和 62 年 04月 01日改正 平成 05年 04月 01日改正 平成 06年 04月 01日改正 平成 07年 12月 18日改正 平成 08年 12月 12日改正 平成 09年 06月 01日改正 平成 19年 12月 18日改正 平成 22年 08月 02日改正 平成 23年 09月 01日改正 平成 23年 11月 10日改正 平成 28年 01月 27日改正 平成 29年 04月 11日改正 平成 30年 03月 31日改正 令和 元年 05月 17日改正 令和 元年 09月 25日改正

(目的)

第1条 この規程は、学校法人広島国際学院(以下「本学院」という。)の役員の報酬等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 役員

理事及び監事をいう。

(2) 理事

「学校法人広島国際学院 寄附行為」(以下「寄附行為」という。) 第5条第1項第1号に規定する者をいう。

(3) 学内理事

理事のうち、本学院の職員の身分を有する理事をいう。

(4) 学外理事

理事のうち、学内理事を除く理事をいう。

(5) 監事

寄附行為第5条第1項第2号に規定する者をいう。

(6) 職員

「学校法人広島国際学院就業規則」、「学校法人広島国際学院再雇用に関する規則」、「学校法人広島国際学院 高年齢者再雇用に関する規則」及び「学校法人広島国際学院特任教員就業規則」を適用し採用された者をいう。

(7) 報酬等

報酬、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の 如何を問わない。なお、この役員の報酬等には、学校法人広島国際学院 給与規則に基づくものを含まない。

(8) 費用

役員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(支給の原則)

- 第3条 役員には、報酬及び費用を支給する。ただし、学内理事については、費用のみ支給する。
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の 口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額)

第4条 役員の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(報酬の支給方法)

- 第5条 役員は、就任した日の属する月からその職を離任した日の属する月まで支給するものとし、年額を当該年 度末の月に支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、学内理事以外の理事から選任された理事長の報酬は、学校法人広島国際学院給与規則に準じて毎月、支給することができるものとする。
- 3 役員に就任した日又は離任した日が月の中途であるときは、月割計算(給与規則に準じて毎月、支給する場合にあっては、日割計算による。)によって支給する。なお、月割計算をする場合において1か月未満の端数が生じた場合は、1月とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員が月の中途で就任したとき、既に本学院から報酬又は報酬に準ずる給与等を支給している場合は、就任した日の属する月の翌月から支給する。
- 5 報酬は、重複して支給しないものとする。

(費用の支給方法)

- 第6条 役員が理事会、評議員会等の出席その他法人運営に係る業務に当たるために出張したときは、その都度、 旅費を支給する。
- 2 役員が職務の執行に当たって、旅費以外の費用を要する場合は、その都度、当該費用を支給する。

(国内旅費)

- 第7条 国内旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。
- 2 旅費の額は、「学校法人広島国際学院 職員(国内)旅費規程」(以下「(国内)旅費規程」という。)に準ずる ものとする。ただし、旅行雑費の額については、別表第1に定めるとおりとする。

(国外旅費)

第8条 この規程に定めるもののほか、国外旅費に関することは、「学校法人広島国際学院 職員(国外)旅費規程 を準用する。

(退任慰労金の支給)

- 第9条 役員が次の各号のいずれかに該当し退任した場合は、その者に退任慰労金を支給する。
 - (1) 任期満了により退任する場合
 - (2) 任期中自己都合により退任する場合
 - (3) 負傷又は死亡により退任する場合
 - (4) 業務災害により退任する場合
 - (5) 役員であった者が、引き続き他の役員に就任するために退任する場合

(退任慰労金の支給制限)

- 第10条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退任慰労金は支給しないものとする。
 - (1) 通算任期が一任期未満の場合
 - (2) 理事会の議決により解任された場合
- 2 前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する期間については、退任慰労金を算定するための 支給対象期間から除算する。
 - (1) 本学院の職員の身分を有する者が役員に就任した場合の当該職員であった期間
 - (2) 就任していた期間のうち平成3年12月15日までの期間(平成3年12月16日以降の期間について対象とする。)

(退任慰労金の額)

- 第11条 退任慰労金の額は、別表第2に定めるとおりとする。
- 2 就任した日又は離れた日が任期の中途である場合は、一任期を4年として換算し、年割計算により算出する。
- 3 前項の年割計算をする場合において、1年未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(退任慰労金の支給方法)

第12条 退任慰労金は、退任後速やかに現金又は銀行振込により、当該役員に支給する。

(死亡した役員の報酬等の支給)

- 第13条 役員が死亡した場合におけるその役員の報酬等は、次に掲げる遺族に速やかに支給するものとする。
 - (1) 配偶者(届出をしないが役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (2) 役員に配偶者がない場合には、役員の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、役員の死亡当時主として その収入によって生計を維持していた親族
 - (3) 前号の定めに該当する者がいない場合には、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた 親族
 - (4) 役員の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第2号に該当しない者
- 2 前項各号に掲げる者に対して報酬等を支給する順位は、前項各号の順位に、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順位によるものとし、同順位の者が2人以上あるときは、その人数によって等分して支給するものとする。

(委員会に出席した場合の旅費)

第 14 条 理事長の要請により役員が本学院の設置する委員会等に出席した場合、その他役員の職務以外の用務であるときは、この規程に準じて旅費を支給する。

(端数の処理)

第 15 条 この規程により計算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(公表)

第16条 本学院は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第17条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定めることができる。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、行うものとする。

附 則(昭和58年12月20日制定)

(施行期日)

1 この規定は、昭和58年12月20日から施行する。

(廃止規程)

2 法人役員報酬は廃止する。

附 則(昭和62年4月1日改正)

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成5年4月1日改正)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年4月1日改正)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年12月18日改正)

この規程は、平成7年12月18日から施行する。

附 則(平成8年12月12日改正)

この規程は、平成8年12月12日から施行する。

附 則(平成9年6月1日改正)

この規程は、平成9年6月1日から施行する。

附 則(平成19年12月18日改正)

この規程は、平成19年12月16日から施行する。

附 則(平成22年8月2日改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成22年8月1日から施行する。

(廃止規程)

2 この規程の施行の際、「役員退職手当支給規程」(平成6年4月1日)は廃止する。

附 則(平成23年9月1日改正)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年11月10日改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成23年11月10日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表に掲げる評議員の退任慰労金については、施行日以後に退任する評議員から適用し、同日前に退任する評議員については、なお従前の例による。

附 則(平成28年1月27日改正)

この規程は、平成28年1月27日から施行し、改正後の第13条の規定は、施行日以降に退任慰労金の支給手続きを 行うものから適用する。

附 則(平成29年4月11日改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月31日改正)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年5月17日改正)

(施行期日)

1 この規程は、令和元年5月1日から施行する。

(規程名の改正)

2 この規程の施行の際に、従前の規程名「学校法人広島国際学院 役員の報酬等に関する規程」は、「学校法人 広島国際学院 役員等の報酬、旅費及び退任慰労金に関する規程」に改める。

附 則(令和元年9月25日改正)

(施行期日)

1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に施行日前に存在する役員の報酬等については、この規程を適用するものとする。

別表第1 (第4条・第7条関係)

役員等の報酬額及び旅費の額

	項目	報酬(年額)	旅費		
役職名			旅行雑費	旅行雑費を除く旅費	
理事長	常勤	別に定める。	旅費規程に準ずる	旅費規程に準ずる	
	非常勤	同上	8,000円	同上	
理事	学内		旅費規程に準ずる	同上	
	学外	114,000円	8,000円	同上	
監事	学外	90,000円	8,000円	同上	

- 〔注1〕上表中の理事長は、学内理事以外の理事のうちから選任された理事長に適用する。
- 〔注2〕上表中の旅行雑費について、学内理事又は学内評議員が本学院の設置する学校間 を移動する場合は、支給しないものとする。
- 〔注3〕上表中の旅費規程とは、「学校法人広島国際学院職員(国内)旅費規程及び「学校 法人広島国際学院 職員(国外)旅費規程をいう。

別表第2 (第11条関係)

役員退任慰労金の額

区分	一任期当たりの額		
理事	40万円		
監事	30万円		